

はたらく障がい者なんでも相談
キャンペーン



電話相談無料!
相談ダイヤル: 06-6949-0005

はたらく障がい者 なんでも相談 キャンペーン

～はたらく障がい者の 困りごとを解決します～

2016年4月から障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法が施行し、採用など雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務づけられ、事業主には相談窓口の設置など、体制整備が求められています。また、2018年4月から障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わることに伴い法定雇用率も2.2%へと引き上げられています。

これらの障がい者雇用への対応状況と現場における障がい者雇用に係る課題などの、電話相談を開設します。

- はたらく障がい者の皆さん、職場での悩みはありませんか？お仕事、つらくないですか？
- 障がい者を持つご家族の皆さん、仕事が続かない、支援制度がわかりなど、困ったことはありませんか？
- 障がい者を雇用する企業の皆さん、2018年4月から法定雇用率が引き上げられました。雇用率はクリアされていますか？コミュニケーションの方法に戸惑っていませんか？

これらの困り事に、専門家がお応えします。ぜひ、ご相談ください！

相談ダイヤル: 06-6949-0005

9月9日(日)
10:00～17:00

日時

9月10日(月)
10:00～19:00

【相談対象者】

はたらく障がい者、及びはたらく意欲のある障がい者とその家族、
障がい者を雇用する事業主

主催: NPO 法人 大阪市障害者雇用支援ネットワーク・連合大阪